

事務所コラム

2019年12月23日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

免税販売手続きの電子化

2020年オリンピックで1000万人！

2020年、東京オリンピックでは期間内の東京への来訪者数は約1000万人と予想されています。とんでもない人数の移動のための交通網や、宿泊施設は足りるのか、といった問題も取り沙汰されていますが、訪日外国人数で言えば、観光庁は2020年には4000万人超えを予測していて、インバウンド（訪日旅行者）による旅行消費額は8兆円と試算しています。

2018年時点ですでに訪日外国人数は3119万人となっているので、これに世界的イベントであるオリンピックがあれば、予測値に近い訪日者とインバウンド消費が期待できるでしょう。

免税販売手続きは電子化に！

平成30年税制改正により、免税販売手続きは今後電子化されることになりました。2020年4月1日以降、今までは購入者誓約書を提出してもらい、購入記録票をパスポートへ貼付する必要があったものが、パスポートの提示により、「購入記録情報」をインターネットで国税庁に送信することで手続きが終了するので、免税販売店側の手間も大幅に少なくなる見込みです。

また、購入記録情報は今までの購入者誓

約書と同様、7年間の保存が必要となりますが、電子保存が可能となりますので、省スペースや作業量の緩和が期待できます。

「電子化」が必須となってゆく？

電子化の施行は2020年4月1日からですが、2021年9月30日までは経過措置として、従来の書面による免税販売手続きが可能です。しかし2021年10月1日以後は電子化されたデータのみの受領となりますから、これ以降、紙の書類は受付されなくなってしまいます。

どうしても電子化が行えない場合は、承認送信事業者といって、免税店を営業者の代わりに代わって、購入記録情報を国税庁に提出できる者を置く制度がありますので、そちらの利用を検討しましょう。

この免税販売手続きや、2020年4月以降の事業年度からの大企業の電子申告の義務化等、税の制度は今後「電子化しなければ受け取らない」という方向になると思われます。後であわてないように、今から電子化に向けた道筋を付けておきましょう。



インターネットの利用率は80%超。インフラの1つとして数えられる時代ですね。